

## 【議案第2号】

釜石ヒカリフーズ（株）との環境保全協定一部改正について

平成30年に環境保全協定を締結済だが、令和6年に近隣から苦情があったこともあり、釜石工場を追加した内容に改正するもの。

1. 会社概要

水産加工業のほか、直営飲食店であるヒカリ食堂も経営。

唐丹の工場に加えて、令和2年6月、浜町に釜石工場を新設。

名称：釜石ヒカリフーズ株式会社

設立：平成23年8月

資本金：1,500万円

所在地：本社・本社工場 釜石市唐丹町字小白浜568

釜石工場 釜石市浜町2-2-16

代表者：代表取締役社長 佐藤 正一

2. 主な変更内容

変更点	旧	新
対象の工場	本社工場	本社工場、釜石工場

※報告対象は、水質のみとする。(変更なし)

# 環 境 保 全 協 定 書

釜石市（以下「甲」という。）と釜石ヒカリフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が釜石市に立地する水産加工工場（以下「工場」という。）の操業に伴う環境の保全に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、乙の工場の事業活動による、環境への負荷を低減し、住民の健康の保護と生活環境及び自然環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

## （環境の保全対策）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、関係法令及びこの協定に定める事項を遵守するとともに、工場の点検整備を適切に実施し、その機能を十分に発揮できるよう維持管理するものとする。

2 乙は、環境の保全について、前項の規定によるもののほか、別に定める諸対策を誠実に実行しなければならない。

## （環境保全組織の整備等）

第3条 乙は、環境保全活動の推進等を図るため、環境保全組織を整備し、環境の保全に万全を期すものとする。

## （環境保全技術の採用）

第4条 乙は、環境の保全に関する技術開発の進展に応じた最善の技術の採用と、工場施設の改善に努めるものとする。

## （施設の変更等）

第5条 乙は、工場施設の新設、増設、廃止若しくは構造又は使用方法等を変更する場合は、必要に応じて、あらかじめその計画書を甲に提出し、協議するものとする。

## （事故時等の措置）

第6条 乙は、工場施設の故障その他の事故及び災害時等により環境の保全に支障が生じたとき、若しくは生じるおそれがあると甲又は乙が判断したときは、直ちにその事故等に係る当該工場の操業の一時停止等の応急措置を講ずるとともに、その状況を甲に速やかに報告し、かつ、その工場施設等を速やかに復旧するものとする。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、その事故等の原因を除去し、甲の確認を得た後でなければ操業を開始してはならない。

## （苦情の処理）

第7条 乙は、住民から環境の保全等に関する苦情を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たるものとする。

2 甲は、前項の場合において、その解決が困難であると当事者から申し出があったときは、斡旋その他必要な協力をするものとする。

## （損害賠償）

第8条 乙は、施設の事業活動によって、住民の健康又は生活環境に被害を与えた場合は、誠意をもってその被害に係る損害を賠償するものとする。

## （立入調査等）

第9条 甲は、この協定に定める事項について必要があると認めたときは、乙に対し報告を求

め、工場の立入調査をすることができるものとする。

2 甲は、前項の調査を実施する場合において、住民から同行の要請があったときは、それを許可することができるものとする。

3 甲は、第1項の調査により知り得た乙の秘密事項については、これを他に漏洩しないものとする。

(改善要請)

第10条 甲は、乙が環境の保全に支障を生じさせたとき、若しくは生じるおそれがあると判断したときは、乙に必要な改善措置を講ずるよう要請することができるものとする。

(承継)

第11条 乙は、施設を第三者に譲渡する場合は、この協定に定める乙の地位を当該第三者に承継させなければならない。

(意見の尊重)

第12条 乙は、甲から環境の保全に関する意見が提示されたときは、これを尊重するものとする。

(協力)

第13条 乙は、甲が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

(補則)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事項が生じたとき、若しくはこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 釜石市  
代表者  
釜石市長

乙 釜石市唐丹町字小白浜568番地  
釜石ヒカリフーズ株式会社  
代表取締役社長

## 別 紙

環境保全協定書第2条第2項に基づく環境保全等の諸対策について、次のとおり定める。

### 1. 水質汚濁防止対策

(1) 排出水については、汚水の種別ごとに分離し、次の区分により排出すること。

区分	汚水の区分	本社工場排水の排出先	釜石工場排水の排出先
汚水	工場排水	排水処理施設	公共下水道
	生活排水（し尿以外）	排水処理施設	公共下水道
	生活排水（し尿）	合併処理浄化槽	公共下水道

(2) 公用用水域には、雨水、排水処理施設及び合併処理浄化槽の処理水以外は、排出しないこと。

(3) 雨水排水については、薬品、油類等が混入しないようにすること。

(4) 有害物質を含む汚水等が地下に浸透することのないようにすること。

(5) 合併処理浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定める維持管理基準を遵守し、排水先の公用用水域に影響を与えないこと。

(6) 各工場の最終排水口は、常に排水が目視できるようにすること。

(7) 工場排水の水質項目及び協定値は、次の通りとする。

項目	協定値
1 水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
2 化学的酸素要求量 (COD)	60 mg/ℓ 以下
3 浮遊物質量 (SS)	60mg/ℓ 以下
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/ℓ 以下
5 大腸菌数	800CFU/ml
6 硝素含有量	120 mg/ℓ 以下
7 磷含有量	16 mg/ℓ 以下

### 2. 騒音・振動防止対策

(1) 騒音・振動の発生する施設には、防音・防振等の対策を講じるとともに、地域の生活環境に影響を与えないようにすること。

(2) 出荷製品等の積載時においては、輸送車両のアイドリングストップを励行し、自動車騒音の防止に努めること。

### 3. 悪臭防止対策

(1) 悪臭原因物の発生施設、排出施設には、発生・排出防止の対策を講じるとともに、地域の生活環境に影響を与えないようにすること。

### 4. 廃棄物処理対策

(1) 資源のリサイクルを積極的に推進し、廃棄物の減量に努めること。

(2) 廃油・廃液・廃酸及び汚泥等は、乙の責任において処理すること。なお、一般廃棄物の処理についても同様とする。

(3) 前号の処理を委託する場合は、都道府県知事及び市長の許可を受けた廃棄物処理業者に

運搬、又は処分を委託すること。なお、廃棄物の種類・量を常に記録しておき、甲が必要と認めるときは提示できるようにしておくこと。

- (4) 工場敷地内において、廃棄物の焼却は一切しないこと。

## 5. 環境保全活動の推進

- (1) 工場敷地内の緑化及び周辺の環境美化に努めること。
- (2) 従業員の環境保全意識の向上を図るため、環境教育に積極的に努めること。
- (3) エネルギーの有効利用及び節減を推進し、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に積極的に努めること。
- (4) 環境への負荷の低減に資する製品、原材料等の調達・利用に努めること。
- (5) 環境に配慮した効率の高い作業環境の創造に努めること。

## 6. 防災対策

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、その他関係法令を遵守し、災害防止に万全を期すること。
- (2) 防災体制を確立し、災害連絡系統図を作成するとともに、社内及び関連企業の防災教育に努めること。

## 7. 測定及び報告

乙は、次の区分により測定を実施し、その結果を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、その指示に従うこと。

区分	工場名	測定方法	測定箇所	測定回数	報告書
水質	本社工場	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）によること。	最終排水口とする。	年 2 回（4 月、10 月）とする。	様式 1
	釜石工場			年 1 回（4 月）とする。	

## 8. 補則

今後、この環境保全対策によりがたい事情が生じたとき、若しくは甲又は乙が必要と認めるときは、甲、乙協議のうえ改正できるものとする。

様式 1 (水質関係)

水質測定結果定例報告書

年 月 日

釜石市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

環境保全協定第2条第2項に基づく、別紙の8の(1)の規定により、下記のとおり報告します。

測定年月日： 年 月 日

項目		本社工場	釜石工場	協定値
1	水素イオン濃度 (pH)			5.8 以上 8.6 以下
2	化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	mg/l	60 mg/l 以下
3	浮遊物質量 (SS)	mg/l	mg/l	60 mg/l 以下
4	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	mg/l	mg/l	30 mg/l 以下
5	大腸菌数	CFU/ml	CFU/ml	800CFU/ml
6	窒素含有量	mg/l	mg/l	120 mg/l 以下
7	燐含有量	mg/l	mg/l	16 mg/l 以下

※測定を業者委託した場合は、その写しを添付すること

【測定場所・測定回数】

- ・測定は最終排水口とする。  
※別図の箇所とする。
- ・本社工場は年2回(4,10月)、釜石工場は年1回の報告(4月)とする。  
※ただし、甲が必要と認める場合は、その指示に従うこと。